

男女共同参画を推進するための
広報物表現ガイドライン

その表現、ちょっと考えてみませんか？



北見市男女共同参画推進本部
(北見市 市民環境部)

本書の目的

北見市では、「男女共同参画を推進するための条例」に基づき、男女共同参画基本計画「男女共同参画プランきたみ」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指しています。

男女共同参画社会の実現には、「男は仕事、女は家庭」などの社会的・文化的に作られてきた「性別による固定的な役割分担意識」の解消が重要な課題のひとつです。

普段、私たちが何気なく使っている言葉やイラストの表現にも、性別イメージの固定化につながっているものがあるのではないのでしょうか。特に、行政の広報・刊行物やホームページなどの表現は、社会の一般的な形・当たり前姿として受け止められるため、それにより描かれる「男性像」、「女性像」が市民へ及ぼす影響は、少なくないと考えられます。

このことから、市の計画や施策、イベント案内などの情報を市民の皆さんにしっかりと理解してもらうためには、情報の提供者である私たちの認識が重要で、公的広報物を作成する際は、この「性別による固定的な役割分担意識」を強く意識する必要があります。

これらを踏まえ、一人ひとりの個性や人権が大切にされ、生き生きと生活ができる男女共同参画社会の早期実現を目指すための参考資料として、本ガイドラインを作成しましたので、広報物を作成する際に活用ください。

目次

1	ガイドラインの対象物	1
2	男女のイメージを固定化していませんか…男女共同参画の視点から	
	(1) 性別による固定的な役割分担意識を見直しましょう	1
	(2) いろんな個性を認識し表現しましょう	1
3	見直しましょう…言葉の表現	
	(1) 女性に ^{かたよ} 偏った呼称の表現	2
	(2) 男性に ^{かたよ} 偏った呼称の表現	2
	(3) 家族制度や家父長制に基づく表現	2
	(4) 法律の規制などがある表現	2
	(5) 個性を性別と連動させてとらえる表現	2
	(6) 男女共同参画の視点とは別に、その他の注意すべき表現	2
4	男女を対等な立場で表現していますか…イラストなどの表現	
	(1) 家庭では	3
	(2) 職場では	4
	(3) 職業では	5
5	アイキャッチャーとして…女性を飾り物にしていませんか	5
6	Q&A (よくある質問)	6
7	より良い表現をめざして	7
8	最後にここをチェック	7

1 ガイドラインの対象物

広報紙、ポスター、チラシ、パンフレット、冊子、ホームページや各種マスメディアを通じて行う全ての広報が対象です。

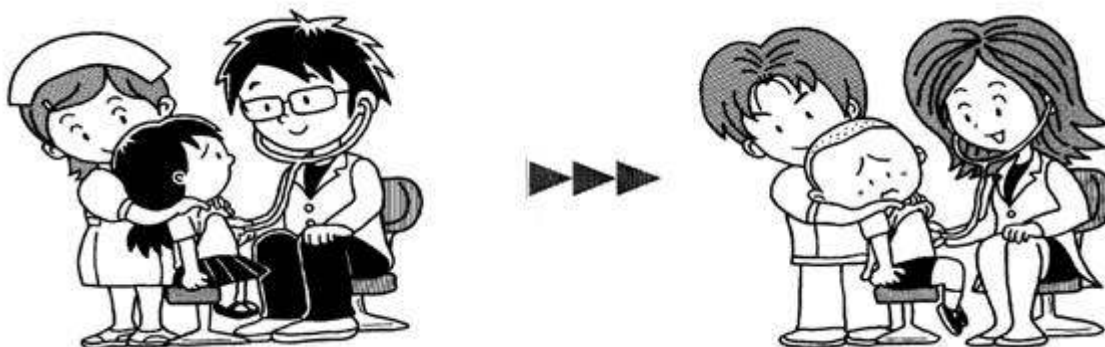
また、日々の業務で、「市民と接する」「政策を立案する」「文書を作り発送する」際にも情報は発信されています。すなわち、このガイドラインは、行政活動の様々な場面で気に留めていただく内容をまとめたものです。特に、刊行物などの文章表現や広報媒体として用いるイラスト・写真などは、発行の際に本書の「Q&A」や「最後にここをチェック」を参考にし、男女共同参画の視点から再確認を行いましょよう。

2 男女のイメージを固定化していませんか…男女共同参画の視点から

「男は仕事、女は家庭」、「男はたくましく積極的に、女は優しく控えめに」という、性別による固定的な役割分担の意識をもったまま、文章やデザインの表現を組み立てていませんか。

好みや行動は人それぞれです。性別で固定化せず、多様化した今日の社会情勢を反映させ、女性・男性を幅広いイメージで表現しましょう。

(1) 性別による固定的な役割分担意識を見直しましょう。



(2) いろんな個性を認識し表現しましょう。



チェックポイント

- ★「男は強く、女はしとやかに」など、性別で行動や好みのイメージを固定化した表現をしていませんか。
- ★「男の子は球技、女の子はままごと遊び」、また、「男の子の服は青色の寒色系、女の子の服は赤色の暖色系」など、固定的に捉えた表現をしていませんか。

3 見直しましょう…言葉の表現

時代とともに言葉も変化します。普段、何気なく使っている言葉や表現にも、男性を中心としてきた社会構造や男女の役割分担意識が反映されたものなどがありますので、男女対等な表現を目指しましょう。

(1) 女性に偏った呼称の表現

男女共同参画の視点では	避けたい表現	参考：こんな表現に
女性の場合に限り、性別、容姿などが強調されている表現。	女医 女教師 女子(美人)アナ キャリアウーマン OL 婦人警官 美人秘書	医師 教師 アナウンサー 職員 会社員 警察官 秘書

※どうしても必要な場合は、「女性の〇〇」としましょう。例えば、女性の医師、女性アナウンサーなど。

(2) 男性に偏った呼称の表現

男女共同参画の視点では	避けたい表現	参考：こんな表現に
「人＝男」という表現で、男性を優先する、または、男性の印象を強く受ける表現。	サラリーマン キーマン 行政マン	会社員 キーパーソン 公務員・自治体職員

※外国では立場を表す表現に、男性名詞が入っているものが見直しが行われています(〇〇マン⇒〇〇パーソン)。

(3) 家族制度や家父長制に基づく表現

男女共同参画の視点では	避けたい表現	参考：こんな表現に
男性を主、女性を従にとらえている表現。	嫁 婿 嫁ぐ 嫁(婿)をもらう 主人 旦那 奥さん 家内 未亡人	息子の妻 娘の夫 結婚する 夫 配偶者 パートナー 妻 配偶者 パートナー 使用しない

(4) 法律の規制などがある表現

男女共同参画の視点では	避けたい表現	参考：こんな表現に
時代とともに変化し、また、法制定された表現。	保母 保健婦 看護婦 助産婦	保育士 保健師 看護師 助産師

(5) 個性を性別と連動させてとらえる表現

男女共同参画の視点では	避けたい表現	参考：こんな表現に
個性は性別により決まるものではありません。どちらの性別でも対応できる表現を。	女(男)のくせに 男勝り 女だてらに 女々しい 男らしい決断 女房役 内助の功 帰国子女 OB	置き換え例なし 置き換え例なし 置き換え例なし 補佐役 協力 帰国児童(学生) OB・OG(出身者)

(6) 男女共同参画の視点とは別に、その他の注意すべき表現

その他の表現	避けたい表現	参考：こんな表現に
その他の注意すべき表現も参考としてください。 (法の規定による例外もあります)	障害者 老人(老婆・老女) 母子・父子 入所者(施設等)	障がい者 高齢者 ひとり親 利用者

チェックポイント

★男性・女性だけに使われる表現に注意し、女性を男性(男性を女性)に置き換えて確認しましょう。

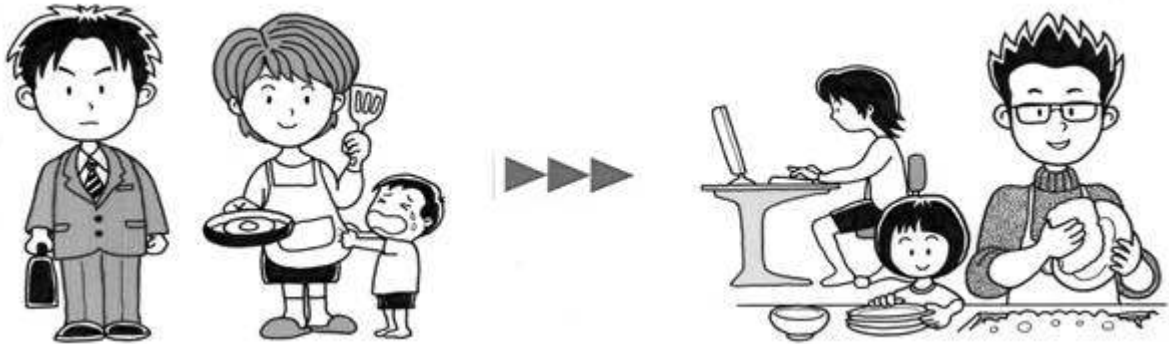
4 男女を対等な立場で表現していますか…イラストなどの表現

男性も女性も家庭生活、職業生活、地域生活等の担い手です。男女を対等にバランスよく描き、お互いに協力しあい、多様な役割(個性)を表現しましょう。

(1) 家庭では・・・

男性の役割、女性の役割を決めていませんか。いろんな個性を表現しましょう。

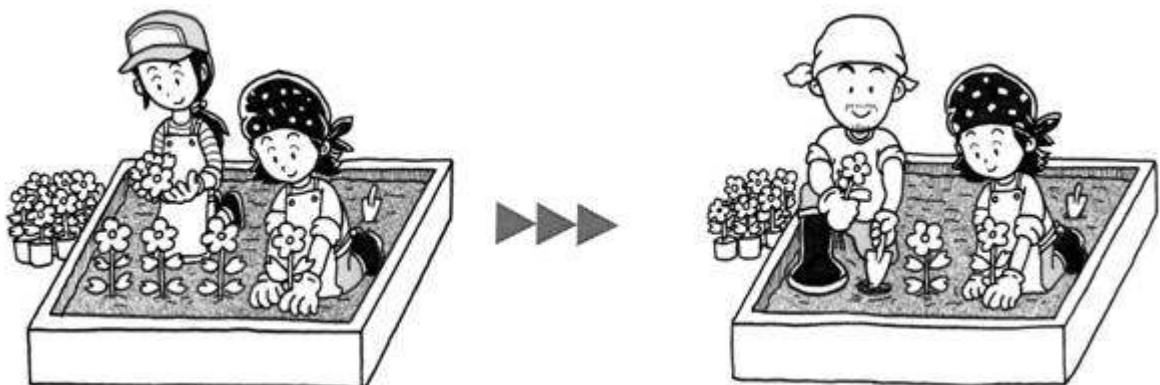
⇒外で働くのは男性、家事をするのは女性だけとは限りません。家族で分担している様子を描きましょう。



⇒育児、介護は女性の役割ですか。みんなで育児や介護をする様子を描きましょう。



⇒地域活動は女性の役割ですか。男性や高齢者など幅広いイメージで取り組む様子を描きましょう。



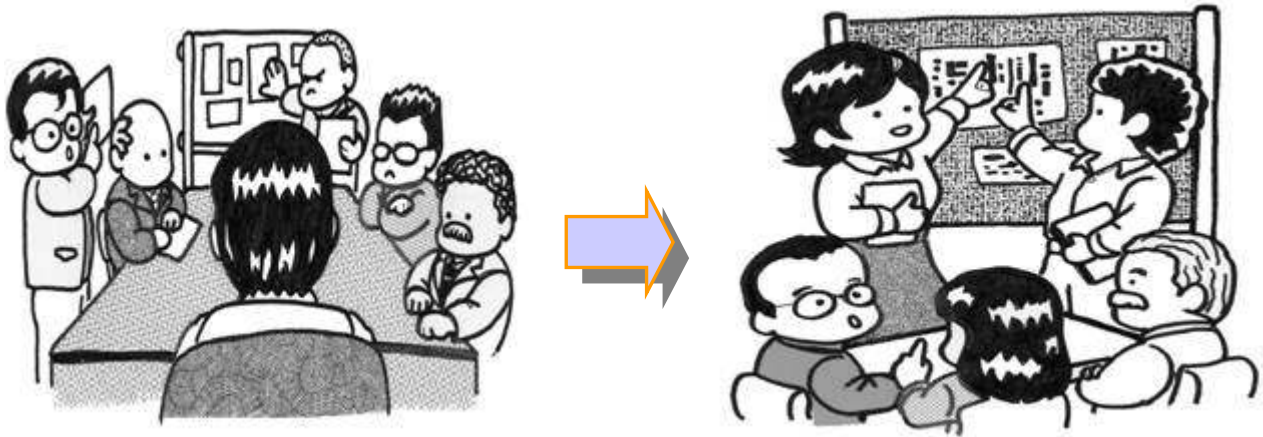
チェックポイント

★働いている人は男性で、家事・育児等は女性と決めていませんか。また、主従関係の表現はありませんか。

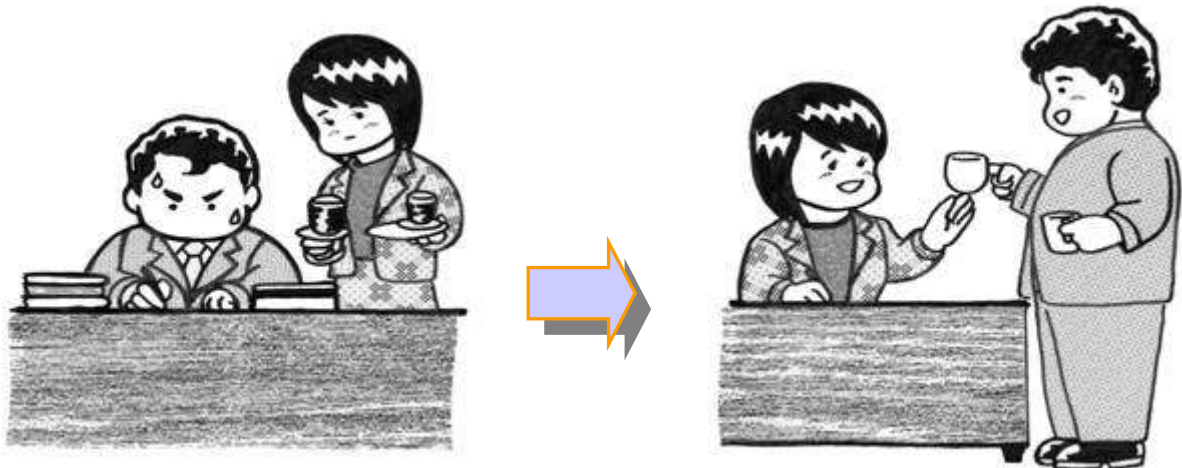
(2) 職場では・・・

男性・女性ともに活躍しています。男女いずれかに偏った表現はありませんか。

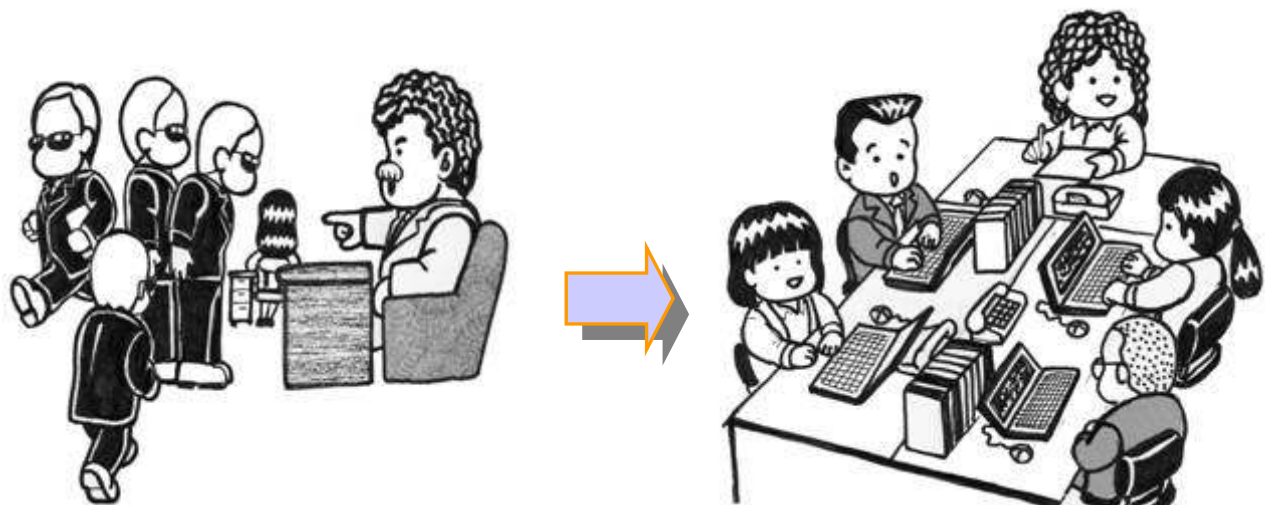
⇒会議や集会に参加するのは男性ばかりですか。男女が参加している様子を描きましょう。



⇒女性はお茶だしなど補佐的な役割ですか。ともに活躍している様子を描きましょう。



⇒リーダーは男性ばかりではありません。女性の上司や男女が対等な立場を描きましょう。



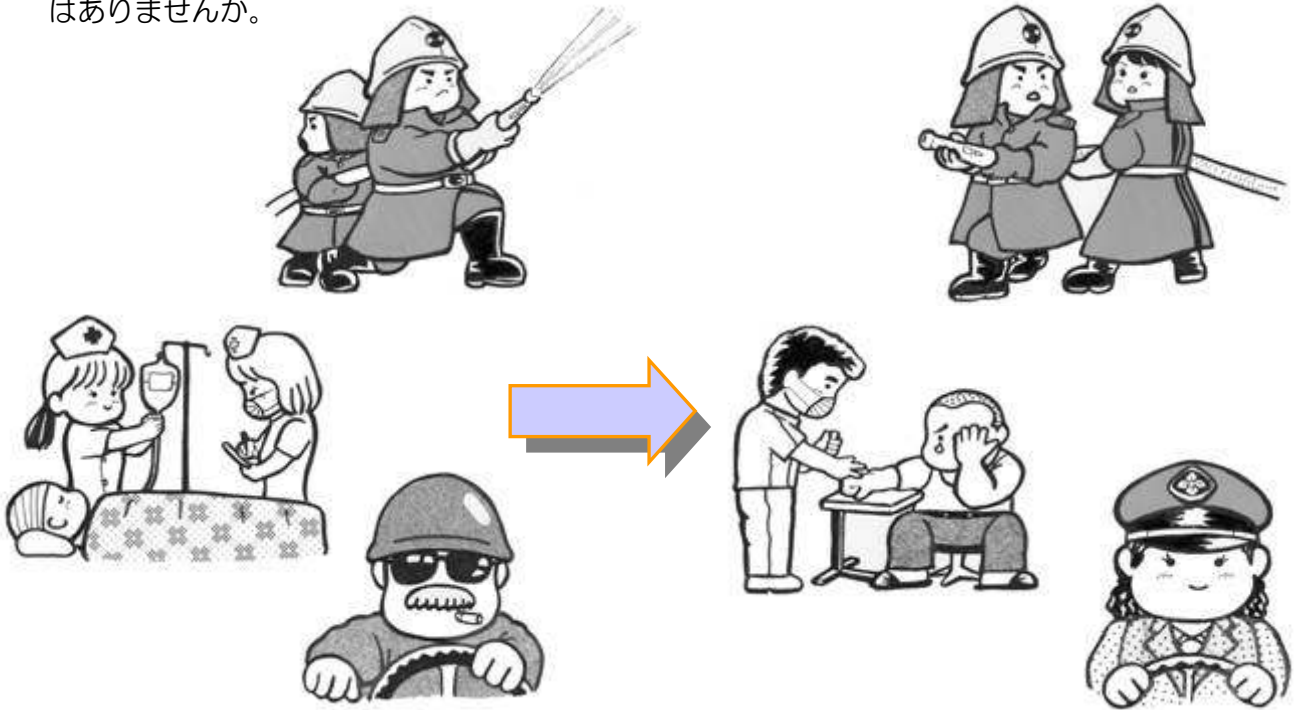
チェックポイント

★男女に上下関係や数的優劣はなく、男女が平等に参加している様子が描けているか確認しましょう。

(3) 職業では・・・

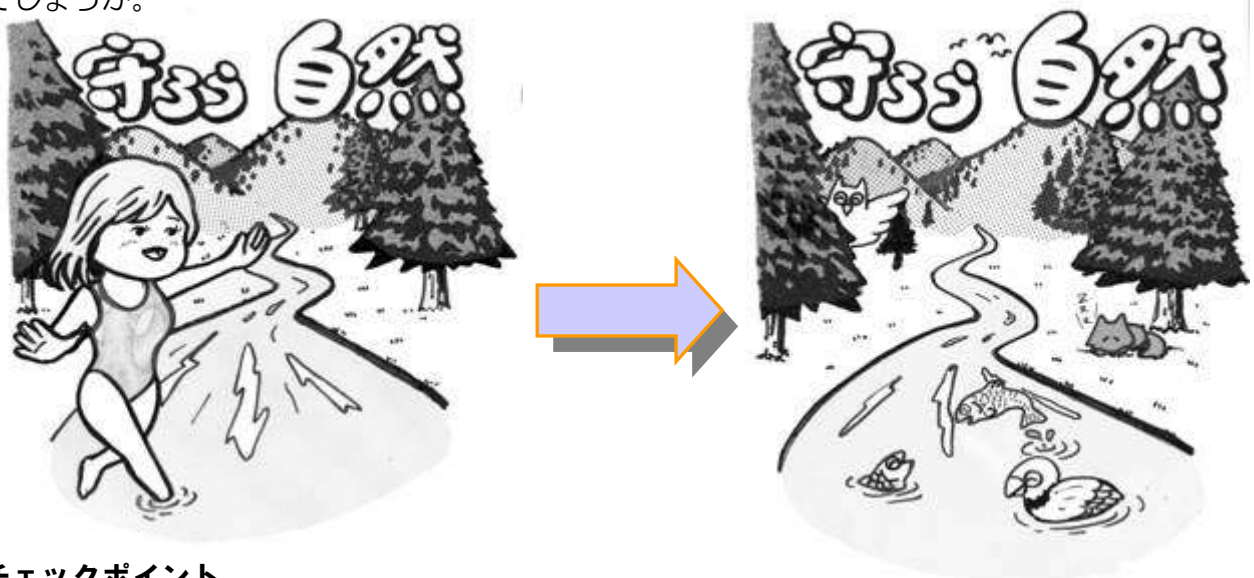
職業に対する固定的な性別の概念はありませんか。さまざまな職種で男女が働いています。

⇒医師は男性、看護師は女性、消防士は男性、保育士は女性など性別による職業の固定的な概念はありませんか。



5 アイキャッチャーとして…女性を飾り物にしていませんか

広告には、視覚的要素で注目させるアイキャッチャーという手法があります。しかし、単に目を引くためや親しみやすさを持たせるために、内容とは関係なく、女性の姿や身体の一部をポスターなどで使う場合がありますが、それは伝えるべき内容が十分に反映されたとは言えず、女性を「人目を引く道具」のように扱った人格・人権を軽視した表現となっているのではないのでしょうか。



チェックポイント

- ★内容と無関係に、女性の水着姿や身体の一部を強調して使っていないか確認しましょう。
- ★本来の伝えたい内容が不明確になっていないか、より効果的な表現(イラスト・写真)を考えましょう。

6 Q&A (よくある質問)

《Q1》どんな言葉で表現するかなんて、情報を伝える上ではささいな問題ではないのですか。わざわざ言い換える必要がありますか？

A 言葉や表現の繰り返しは、固定観念や偏見をうえつけることにつながります。表現したい内容をよく考え、男性、女性を先入観で表現することのないよう留意しましょう。

《Q2》例えば、素晴らしい成績を残した女子選手を記事にしたいのですが、「男顔負けの大活躍」という表現はどうでしょうか。

A 「女だからこうあるべき」という意識や、女性が男性より劣っていることを前提とした表現なので、「男勝り」「女だてら」などと同様に使用しないようにしましょう。

《Q3》日本の文化や伝統を無視し、否定することになるのではないですか？

A 男女共同参画社会は、文化や伝統を否定するものではありません。しかし、性別による固定的な役割分担により、差別的な扱いや個性や能力を発揮する機会が奪われる場合は当然見直しも必要です。

《Q4》例えば、「内助の功」を「妻の協力」と言い換えることは、妻は夫を陰で支えるという男らしさや女らしさが感じられず、性の中性化を招きませんか？

A 実際の社会は、男性と女性を型にはまった様式で二分する表現では表しきれないほど、多様化しています。男性も女性も一人の人間であり、一人ひとりの個性があることに十分配慮しましょう。

《Q5》男性ばかりの職場にいる唯一の女性を「紅一点」と紹介してもいいのでしょうか？

A 女性の場合にしか使用されない表現は控えましょう。男性の場合を「黒一点」とは言いません。「職場の花」なども女性の能力を認めないような表現とも言えます。

《Q6》男性と女性は、必ず両方表現しなければ不平等につながるのですか？

A 情報の受け手は、誰が対象なのかを考えましょう。女性が対象のもの。男性が対象のもの。広報する目的に沿って、人格に配慮した表現を考えましょう。

《Q7》例えば、全体で○人（うち女性△人）という表記はいけないのですか？

A 統計処理上で、どうしてもやむを得ない場合を除き、女性△人・男性○人などとし、特別に女性を強調するのは避けましょう。

《Q8》名簿を作成する際、男性を先、女性を後にしていますが問題がありますか？

A 特別な決まりがないものは、どちらが先でもいいはず。五十音や生年月日順での男女混合名簿を作成してはいかがでしょうか。

《Q9》表現の統制ではないですか。また、表現の自由に反するのではないですか？

A このガイドラインは、個々の表現の画一的な言い換えを強要するものではなく、その表現がなぜ問題なのか、どうすればより良い表現になるのか考えるものです。

7 より良い表現をめざして

◇◇表現判断基準の目安と表現方法◇◇

表現方法の中に人物が登場する場合、多くは男性と女性を入れ替えてみて、「おかしい」と感じるかどうか判断の目安になります。「男性から女性」あるいは、「女性から男性」に入れ替えてみましょう。

例えば、「女医」という言葉を用いた場合、「男医」とすると、おかしいと感ずることでしょう。そうした場合には、他の表現方法がないか考えてみましょう。

また、他の表現を引用する際、その文献等に問題になりうる表現が含まれていた場合には、

- ①他の資料を探す
- ②趣旨を変えずに間接的に引用する
- ③そのまま引用して注釈をつける

以上のようなことなども考え、男女共同参画の視点からよりよい表現方法を考えましょう。

8 最後にここをチェック

☆≡ 男女のイメージを固定化していませんか？

⇒ P1で最後のチェック

☆≡ 適切な呼称を使っていますか？

⇒ P2で最後のチェック

☆≡ 男女を対等な立場で表現していますか？

⇒ P3～5で最後のチェック

☆≡ 性的アピールをアイキャッチャーにしていませんか？

⇒ P5で最後のチェック

手引きの活用にあたって

行政が発信する広報物などの表現は、社会のあたりまえの形、一般的な姿として受け留められます。このため、同じ言葉や同じようなイラストが繰り返し伝えられることで、多くの方々のものの見方（男性像・女性像）に大きな影響を与えることとなります。

そのため、このガイドラインでは、男女共同参画の視点に立った表現の事例を掲げましたが、言葉やイラスト表現だけを直すことが目的ではなく、普段何気なく使っている表現を振り返り、その中に潜在している性別による固定的な役割分担に気付くことが最も重要です。

職員をはじめ多くの皆さんが広報物を作成する際、このガイドラインを活用していただき、男性・女性どちらか一方に偏った表現になっていないかどうか確認するとともに、日々の業務においても、性別による固定的な役割分担意識を見直すきっかけになればと思います。

なお、このガイドラインの活用が市職員だけにとどまらず、関係機関や関係団体などにおいても参考資料として利用され、男女共同参画社会への理解が深まることを期待します。

平成22年2月

◎編集：広報物ガイドライン策定ワーキンググループ

市民活動課男女共同参画担当係長	佐野 祐一郎
市民の声をきく課広報担当係長	土井 伸行
職員課人事担当係長	門脇 潔
子ども支援課相談担当係長	江頭 真由美
生涯学習課庶務担当係長	川島 典子
留辺薬教育事務所生涯学習課社会教育担当係長	後藤 誠児（イラスト）
留辺薬総合支所保健福祉課国保医療担当係長	皆川 毅（イラスト）

◎問合せ：市民環境部 市民活動推進室 市民活動課

TEL 0157-25-1105
FAX 0157-25-1016
メール shiminkatsudo@city.kitami.lg.jp
URL <http://www.city.kitami.lg.jp/670/670.htm>